

# 令和2年度 事業計画書

## 基本理念

ずっと住みたい町で共に支え合い  
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり



社会福祉法人  
住田町社会福祉協議会

# 目 次

| 項 目                           | ページ |
|-------------------------------|-----|
| I. 基本方針                       | 1   |
| II. 重点項目                      | 2   |
| 1. 法人運営の基盤整備                  |     |
| (1) 組織体制の強化                   | 2   |
| (2) 研修事業の強化                   | 3   |
| (3) 連絡調整事業                    | 3   |
| (4) 普及・宣伝事業                   | 3   |
| ◎ 職員研修計画一覧                    | 4   |
| 2. 地域福祉事業の推進                  |     |
| (1) 地域ささえあい事業                 | 5   |
| (2) 生活福祉資金事業                  | 10  |
| (3) たすけあい金庫貸付事業               | 10  |
| (4) 共同募金配分事業                  | 11  |
| (5) ひきこもり相談支援事業               | 11  |
| (6) 福祉有償運送事業「おたっしゅ移送サービス」     | 11  |
| (7) 無料法律相談所の開設(協力)            | 12  |
| (8) 福祉関係団体の支援                 | 12  |
| (9) 福祉だよりの発行, SNS等での情報発信      | 12  |
| (10) 室内ゲーム用具レンタル事業            | 12  |
| (11) リハビリサロン事業                | 12  |
| 3. 在宅活動の推進                    |     |
| (1) 居宅介護支援事業所(ケアマネ)           | 13  |
| (2) 訪問介護事業所                   | 14  |
| (3) 訪問入浴介護事業所                 | 15  |
| (4) 通所介護事業所(アンルス)             | 16  |
| (5) 通所介護事業所(とだて)              | 17  |
| (6) 認知症対応型共同生活介護(グループホームかっこう) | 18  |
| (7) 指定障害者福祉サービス事業             | 19  |
| (8) 高齢者生活福祉センター事業             | 19  |

# I 基本方針

近年、大規模な自然災害や、新型コロナウイルスの流行などにより、私たちの生活環境は常に危険との隣り合わせであることを考えさせられる状況にあります。東日本大震災では、社会的インフラにしても人とのつながりにしても、日頃から脆弱なところにそのひずみが来ることを私たちは経験から学びました。住田町社会福祉協議会は、住民同士が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる町であるために、生活課題を掘り起こし、早めに必要な手当をしていく「人づくり」「仕組みづくり」に取り組んでまいります。

今年度は第2期の「住田町地域福祉活動計画」の初年度となります。前期から引き続き、計画の3本柱（基本目標）である ①おだげあさまのまちづくり ②やんべあに暮らせるまちづくり ③おもしえぐ暮らせるまちづくり を、より充実させていくために、地域福祉事業への取り組みを更に強化していく予定です。まずは、総合相談窓口としての機能を充実させるために、CSW（コミュニティー・ソーシャル・ワーカー）と呼ばれる相談員が地域に出向いて、地域の方々と直接情報交換を行う機会を増やすことで、地域と社協との結びつきを強化し、必要なサービス、仕組みづくりに貢献できればと考えております。

昨年度、住田町には初の訪問看護ステーションが開所し、新しい地域型デイサービスもオープンしました。住田町の高齢者を取り巻く環境は充実してまいりましたが、住田町社会福祉協議会としての介護保険事業は縮小の傾向にあります。住田町の人口減がその一番の要因であり、これからも利用者数が減少していくことは、人口予測からも明らかです。しかし、訪問介護や訪問入浴など在宅訪問型のサービスは、山間地に住宅が点在している住田町の高齢者・障がい者の在宅生活を維持していくためには、なくてはならないものです。そのような中、訪問介護員の高齢化と成り手不足は、利用者の生活を維持する上での緊急課題と言えます。転換期にきている介護保険事業の方向性を見極め、職員と地域住民の生活を守るために住田社協としての介護保険事業をどのように舵を取っていくか、見極めの年と意識し、新たな方向性を打ち出せるよう努めてまいります。

職員は社協の財産です。地域住民への介護・福祉サービスを衰退させないためには、社協として、職員を守り、公平・公正で、働きやすい環境を作り上げていくことも命題の一つであると考えます。今年度は、社協の就業基盤となる、就業規則や給与規程等を見直し、社協の基盤強化に取り組んでいきたいと考えています。また、職員一人一人のキャリアデザインを支援し、人材育成に力を注いでいくことが社協を守り育てる一助と考え、取り組んでまいります。

介護事業が前面に出ている住田町社協ですが、「地域福祉活動計画」に沿った取り組みを新たにすることで、住田町の福祉を支え、共生の町づくりに寄与するため、役職員一同、真摯に取り組んでまいります。

## Ⅱ 重点項目

- 1 法人運営の基盤整備
- 2 地域福祉事業の推進
- 3 在宅福祉活動の推進

### 1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や、地域福祉事業・介護サービス事業を効果的かつ適正におこなうため、事業経営の強化・透明化を図るとともに、提供する福祉サービスや組織の力を向上させるため、職員の専門的な知識や資質の向上を図り、関係機関との連携に努めます。

#### (1) 組織体制の強化

～会務の運営～

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| ① 理事会等の開催         | 事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。                         | ①理事会の開催（年5回）<br>②評議員会の開催（年3回）<br>③三役会の開催（毎月・必要時） |
| ② 監査の実施           | 事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。                                   | ①四半期に一度、年4回                                      |
| ③ 苦情解決への取り組み      | 本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。              | ①苦情解決第三者委員会の開催（定期開催年1回、苦情があった場合は随時）              |
| ④ 理事の委員会活動への参加    | 役員のス協運営への関りを強化し、知識やアイデアを社協運営へ役立ててもらうため、委員会活動を実施します。               | ①企画委員会<br>②広報委員会等                                |
| ⑤ 管理者による運営会議と情報交換 | 各事業所管理者による運営状況の報告と、業務改善等必要事項の検討を行い、積極的に社協運営へ関わってもらうための情報交換等を行います。 | ①管理者会議の実施（毎月）<br>②管理者実務研修の実施                     |

## (2) 研修事業の強化

～職員の資質向上～

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| ① 役職員研修       | 役職員の専門的知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。                   | ①役員研修<br>②職員研修（全体研修）<br>③事業所別研修            |
| ② 資格取得の推奨及び支援 | 業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。         | <特に奨励する資格><br>介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事資格 |
| ③ 専門図書等の購入    | 地域福祉、介護事業に関する情報収集や専門知識の向上を図るため、福祉関係専門図書等を購入します。 | 社協情報誌等                                     |

## (3) 連絡調整事業

～ネットワークづくり～

|                  |                                     |             |
|------------------|-------------------------------------|-------------|
| ① 関係機関との交流及び情報交換 | 関係機関の主催する各種会議等へ出席し、関係強化を図ります。       | 小さな拠点づくり会議等 |
| ② 助成等の情報提供       | 各種団体への情報提供を行い、申請あった場合は適切に対応します。     | 赤い羽根共同募金 他  |
| ③ 後援活動           | 関係団体が主催する社会福祉目的の各種事業・イベント等の後援を行います。 | 手をつなぐ育成会等   |

## (4) 普及・宣伝事業

～情報の発信～

|               |   |                                    |
|---------------|---|------------------------------------|
| ① 「ふくしだより」の発行 | 社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する普及宣伝のために社協広報紙「ふくしだより」を発行します。                     | ①ふくしだより 4回発行<br>②福祉資金チラシ1回発行（全戸配布） |
| ② ホームページの運営   | ホームページにより、社協の情報を開示するとともに、福祉情報を提供します。                                | ①ホームページの更新随時                       |
| ③ SNS での情報発信  | 社協活動や地域福祉について、広い世代に興味を持ってもらい、ボランティア活動などの参加を促すための啓蒙活動の一手段として情報発信します。 | ①Facebook の活用等                     |

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

| 月   | 研修会名                           | 備考        |
|-----|--------------------------------|-----------|
| 5月  | 職員研修(事業所別理念構築)                 | 講師：職員     |
| 6月  | 役員視察研修                         | 視察先未定     |
| 7月  | 視察研修(リハビリ支援事業)                 | 視察先未定     |
| 10月 | 防災研修                           | 講師：未定     |
| 12月 | 交通安全研修会                        | 講師：世田米駐在所 |
| 2月  | 職員研修会(検診事後指導等)                 | 講師：産業医    |
| その他 | 事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加、階層別研修会の実施 |           |

【実践研修一覧】

| 月     | 研修会名           | 備考    |
|-------|----------------|-------|
| 5～9月  | 介護支援専門員資格取得の講義 | 講師 職員 |
| 5～12月 | 介護福祉士国家試験対策    | 講師 職員 |

【職員研修会等経費概要】

単位：円

| 予算科目    | 予算額     | 説明                                   |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 事業費支出   | 150,000 |                                      |
| 諸謝費支出   | 100,000 | 講師謝礼 50,000円×2回 100,000円             |
| 雑支出     | 50,000  | 予備費 50,000円                          |
| 事務費支出   | 306,000 |                                      |
| 研修研究費   | 176,000 | 弁当 800円×80人×2回 お茶 150×80×4回 176,000円 |
| 旅費交通費   | 80,000  | 講師交通費、宿泊費 80,000円                    |
| 印刷製本費支出 | 50,000  | テキスト・資料印刷                            |
| 合計      | 456,000 |                                      |

## 2 地域福祉事業の推進

第2期地域福祉活動計画の基本理念である「ずっと住みたい町で 共に支え合い 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり」を目指し、事業を推進します。

### (1) 地域ささえあい事業

#### ① 権利擁護事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・日常生活自立支援事業の実施

高齢者や障害のある人が、地域で安心して生活が送れるように、日常的な金銭管理や各種手続きを代行します。

- ・成年後見推進事業

行政が後見制度推進運営委員会及び検討委員会を組織し、社協も委員となっています。30年度には市民(町民)後見人養成講座を実施し、12人が修了しました。令和2年度は前年度に引き続き住田町から委託を受け、修了者のフォローアップ講座を開催するほか、新たに7月より成年後見相談窓口を開設し、相談受付と申立て支援等を行います。また、制度の推進に協力し2市1町の行政や社協と連携しながら、法人後見導入について研修、準備をすすめてまいります。

#### ② 在宅介護者支援事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・在宅介護者リフレッシュ事業

平成31年3月の要介護認定者数は513人と、前年比より14人増で、平成25年度の466人から、年々増加しています。当町の在宅介護率は高く、介護が長期化している家族や認知症介護に悩む家族も見受けられます。包括支援センター・鳴瀬会・社協が協力し、介護家族の心身のリフレッシュを図るための事業を開催します。

令和2年度…日帰りツアーの開催

- ・在宅介護者の集い

在宅寝たきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている家族に対する、介護知識の普及と介護者同士の交流の機会をつくります。(包括と共催)

#### ③ 障がい者支援事業【おもしえぐ暮らせるまちづくり】

- ・障がい者の社会復帰事業や交流事業に共催し、障がい者の社会参加を支援します。

令和2年度…「あゆっこの会」(精神・身体・知的障がい者の社会復帰事業)の開催支援、年20回(大洋会主催、保健福祉課と社協共催)  
「障がい者交流会」年1回(保健福祉課と共催)

- ・町内の障がい者施設やサークルへの支援と協力を行います。

- ・障がい者就労支援事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

障がい者で就労を希望する方、または就労が見込まれる方を対象に軽作業に取り組む機会をつくり就労を支援します。(仮「毛糸まきまきの会」など)

④ 子育て支援事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・ 子供子育て支援制度の実施状況や要保護児童の状況、その他の地域のニーズを把握し、町保健福祉課や教育委員会と連携しながら、子育てしやすい環境の整備に努めます。
- ・ 地域住民主体の子育てママの会（おかあさんがっこう）を支援します。

⑤ ふれあいサロン事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・ 高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的として、地域で高齢者が気軽に集まれる場をつくるとともに、集まりに出てこられない虚弱高齢者等を地域で支える体制づくりをします。

令和2年度…民生委員の開催するサロン事業への助成金交付

開催できない地区への講師派遣

映画上映(DVD購入)

⑥ 福祉のまちづくり事業

- ・ 防災福祉マップ作成事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

第2期地域福祉活動計画の最重点事業の一つであり、認知症・寝たきり・独居高齢者・障がい者等の要援護者の見守りマップを作成することにより、地域での日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認の方法を住民が理解し、防災に役立てることができるよう支援します。

令和2年度…積極的に事業をPRし、自治公民館長、民生委員を中心に実施

- ・ ボランティア養成事業【おだげあさまのまちづくり】

子供から大人まで各世代を対象とした養成講座及びボランティア団体の勉強会を開催することにより、だれもがボランティア活動について理解し、積極的に地域福祉活動に参加できるしくみをつくります。また、ボランティア活動連絡会の活動を支援します。

令和2年度…ボランティア養成講座（今年度は「災害ボランティアについて」）

小中高校生の福祉講座…講座メニュー提示、福祉の理解を深める

ボランティア活動連絡会の活動支援

- ・ すみたおたすけ隊の活動【おだげあさまのまちづくり】

中高生の夏冬の長期休業に合わせて、窓拭きや雪かきのボランティア部隊を結成し活動しています。高齢世帯の方から大変喜ばれ、中高生の達成感もあることから、令和2年度は有住中学校にも声を掛け、中学校、高校、ボランティア団体や民生児童委員協議会などと連携しながら、おたすけ隊を継続します。また、積雪にあわせて雪かき隊が結成できるしくみを検討します。

令和2年度…すみたおたすけ隊の活動（夏・冬）

・緊急連絡カード設置事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

町内に住む一人暮らしの方や高齢者世帯の方を対象に設置し、高齢者の不安解消と緊急時の迅速な対応に役立っています。27年度以降は日中一人になる高齢者で要介護状態の方や同居家族との連絡が取りにくい方など、設置を拡大しています。未来かなえネットの構築が不十分なことから、事業を継続します。

・おげんき電話等見守りシステムの整備【やんべぁに暮らせるまちづくり】

おげんき見守りシステムは、利用者が自ら発信することにより、安否確認ができるシステムです。高齢者の状況によって行政が設置する緊急通報装置と対象者を分けています。

日頃の発信や毎月の訪問から、利用者の生活状況を把握し、異常の早期発見・早期対応に努めます。

・振り込め詐欺見張り隊設置事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

振り込め詐欺を防止するため、高齢世帯等に設置を進めていきます。

・福祉用具レンタル事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

車イスやスロープなど、一時的な外出等で利用を希望する場合に貸し出しをします。おたっしや移送サービスのように登録制とし、定期的な整備点検を行い、安全に利用していただけるよう努めます。

令和2年度…事業の周知と物品の整備点検

・よりあいカフェ事業【おもしえぐ暮らせるまちづくり】

町内に誰もが気兼ねなく寄り合えるカフェを設置することにより、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者等の居場所づくりをすると共に、利用者間やボランティアとの交流をとおして生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進します。

中心型カフェは、「カフェしょうわばし」(H27.6開設)、「カフェあんるす」(H28.6開設)、「カフェなるせ」(H29.4開設)の3か所を設置し、週1回地域のボランティアさんの協力を得ながら運営しています。それぞれに認知症地域支援推進員を配置し、認知症についての相談を随時受けつつ認知症の早期発見予防に努め、必要時には関係機関に繋がります。

地域型カフェは平成31年度に新たに2か所設置され、現在16か所が運営されています。令和2年6月には「おおまたカフェ」が新設され17か所になる予定です。

中心型カフェの運営…カフェしょうわばし、カフェあんるす、カフェなるせの継続

地域型カフェの支援…小地域での運営を支援（運営費の補助、情報交換会等）  
未設置地域への設置支援

・生活困窮者自立支援事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、民生児童委員や保健福祉課等と連携し、対象者の把握に努め、生活困窮やひきこもり等が原因で社会生活ができない人に対し、行政と協力しながら支援していきます。

令和元年度までは、基幹社協である大船渡市社協からの再委託事業として対応していましたが、令和2年度は岩手県より直接委託を受け、住田町社協に相談員を2名配置する体制とし、CSWと連携を図りながら支援にあたります。

・総合相談事業（CSW設置）【おだげあさまのまちづくり】

困った時すぐ相談できる体制と相談窓口の積極的な周知をするとともに、各地区にCSWを配置するなど、アウトリーチによる相談機能を充実させ支援につなげていきます。

また、行政より生活支援コーディネーターの委託を受けており、CSW活動の中で地域内のニーズと地域資源の状況を把握し、必要な生活支援サービスを地域住民と共に構築します。

・助けてと言える人になる住民講座【おだげあさまのまちづくり】

困りごとを自ら発信することが難しい現状から、お互いに助けたり助けられたり出来るつながりが持てるよう、住民講座を通して学ぶ機会を作ります。

令和2年度…高齢者教室などを中心に講座を開催

・ちょっとボランティア事業（有償ボランティア事業）準備

生活支援サービスの充実に向けて、ニーズ把握の結果を踏まえて、地域の人たちのちょっとした困りごと（灯油入れ・電球交換・買い出し等）に対応できるボランティアのしくみを構築します。

・買い物ツアー事業の支援【やんべぁに暮らせるまちづくり】

平成29年度に世田米まちづくり協議会と連携し、町内の買い物マップを作成しました。

また、平成30年度には、スマイルおおまたと連携し、住民ニーズの多かった「買い物」の支援として、「買い物ツアーモデル事業」を実施し、買い物マップの活用もできました。

デイサービス車両を活用し、社協の生活支援コーディネーターが運営に関わっていましたが、令和2年度は、地域主体で買い物ツアーが実施できる体制を地域の方と一緒に構築します。



○地域ささえあい事業予算概要

| 予算科目  |                | 予算額       | 説明  |
|-------|----------------|-----------|---|
| 人件費   |                | 558,000   |   |
|       | 職員俸給           | 558,000   | 権利擁護事業  |
| 事業費支出 |                | 984,000   |   |
|       | 消耗器具備品費支出      | 202,000   | 地域福祉活動計画書（追加） 100,000<br>ふれあいサロン 10,000<br>防災マップづくり 20,000<br>よりあいカフェ 40,000<br>ひきこもり相談支援 24,000<br>室内ゲームレンタル事業 8,000               |
|       | 保険料支出          | -         |   |
|       | 諸謝費支出          | 383,000   | ボランティア養成講座 30,000<br>ふれあいサロン 20,000<br>在宅介護者支援 23,000<br>成年後見・アドバイザー報酬 100,000<br>権利擁護事業 170,000<br>助けてと言える住民講座 40,000              |
|       | 材料費（事業）支出      | 130,000   | 障がい者支援 40,000<br>在宅介護者支援 10,000<br>ボランティア・おたすけ隊 80,000  |
|       | 旅費交通費（事業）支出    | 269,000   | 成年後見・アドバイザー旅費 12,000<br>在宅介護者支援 110,000<br>障害者支援 25,000<br>ふれあいサロン 8,000<br>ボランティア養成講座 15,000<br>権利擁護事業 97,000<br>助けてと言える住民講座 2,000 |
|       | その他の費用支出       | -         |   |
| 事務費支出 |                | 210,000   |   |
|       | 事務費支出          | 210,000   | 権利擁護関係 179,000<br>子育て支援（鉛筆） 25,000<br>振込手数料 6,000   |
| 助成金支出 |                | 1,298,000 |   |
|       | ふれあいサロン事業助成金支出 | 500,000   | ふれあいサロン 500,000   |
|       | その他の助成金支出      | 798,000   | よりあいカフェ 788,000<br>障がい者就労支援 10,000  |
| 合 計   |                | 3,050,000 |   |

## (2) 生活福祉資金事業

### 生活福祉資金貸付相談員設置事業（県社協受託事業）

生活福祉資金とは、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって無利子か低利子で資金の貸付を行うものです。

本会では生活福祉資金相談員1名を配置し、生活困窮者等の支援に努めます。

| ○資金の種類と内容○                       |                            |  |
|----------------------------------|----------------------------|--|
| 1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%） |                            |  |
| 資金種類                             | 貸付限度額                      | 借入ケース  |
| 生活支援費                            | (二人以上)月20万円以内              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職するまでの生活資金が足りない</li> <li>・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある</li> </ul> |
|                                  | (単身)月15万円以内<br>※貸付期間 最長1年間 |  |
| 住宅入居費                            | 40万円以内                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を目指し技能習得したい 他</li> </ul>   |
| 一時生活再建費                          | 60万円以内                     |  |
| 2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）   |                            |  |
| 資金種類                             | 貸付限度額                      | 借入ケース  |
| 福祉費                              | 対象経費により目安あり                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費が足りない</li> <li>・技能資格をとりたい</li> </ul>                              |
| 緊急小口資金                           | 10万円以内（無利子）                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚出産葬儀の費用が足りない 他</li> </ul>  |
| 3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要—無利子）   |                            |  |
| 資金種類                             | 貸付限度額                      | 借入ケース  |
| 教育支援費                            | (高校)月35,000円以内             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短大、大学、専門学校等へ行きたい</li> <li>・授業料家賃代通学定期代が足りない</li> </ul>               |
|                                  | (高専・短大)月60,000円以内          |  |
|                                  | (大学)月65,000円以内             |  |
| 就学支度費                            | 50万円以内                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金、制服、等の購入費が足りない</li> </ul>   |

## (3) たすけあい金庫貸付事業

低所得者世帯等に対して応急的な資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図るために、たすけあい金庫基金を活用し貸付事業を行います。

## (4) 共同募金配分事業

### ① 共募一般配分金事業

岩手県共同募金会の地域福祉活動事業配分を活用し、本町の福祉団体・ボランティア団体等が行う福祉活動に対する助成並びに本会福祉活動の経費に充当します。

### ② 歳末たすけあい配分金事業

「みんなで支えあう地域づくり」の精神のもと、本町歳末たすけあい募金運動の寄付金を配分するもので、配分対象世帯は民生委員の調査結果を基に行います。

#### ○ 配分計画概要

|         |             |                                      |
|---------|-------------|--------------------------------------|
| ①一般配分事業 | 1,408,910 円 | 福祉団体、福祉協力校（町内小・中・高校）<br>福祉施設、地域福祉事業他 |
| ②歳末配分事業 | 1,082,000 円 | 町内配分対象の世帯、県内入所施設、<br>地域福祉事業他         |

## (5) ひきこもり相談支援事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

町内の実態が不明であることから、相談窓口の周知、アウトリーチによるニーズ把握、情報提供などを行い、ひきこもり者が徐々に社会参加出来るよう居場所づくりや人材バンクへの登録などの支援をします。

人材バンクでの就労により、支援する側として貴重な人材確保につなげることを目標とします。人材バンクの準備が整うまでは、障がい者就労支援事業の仕事等で対応予定。

令和2年度…心 café（こころカフェ）設置 ひきこもり者を対象に月1回程度  
13時～16時 しょうわばしカフェにて開催

## (6) 福祉有償運送事業「おたっしや移送サービス」

【やんべぁに暮らせるまちづくり】

平成27年度から事業が開始されました。介助なしでは移動が困難な要介護者や障がい者等で、公共交通機関が利用できない方を対象（登録制）として、個別に移送サービスを行っています。運転手の負担を考慮し、運行範囲を原則気仙管内及び遠野・釜石市内までとし、発着のどちらかを住田町としています。運転手不足、介助の範囲、保障等の課題を解決しながら、安心安全なサービスにつなげていきます。



## (7) 無料法律相談所の開設（協力）

日本司法支援センターからの指定を受け、無料法律相談を実施します。

弁護士：遠野ひまわり基金法律事務所

弁護士法人岩手銀河法律事務所大船渡事務所

そらうみ法律事務所 陸前高田事務所

開設日：毎月1回 ①17:00～18:00 ②18:00～19:00

※ 令和3年3月31日で無料期間が終了。その後については行政や法律事務所と協議予定。

## (8) 福祉関係団体の支援

### ① シルバー人材センターへの協力

「シルバー人材センター」は、平成27年度から専従職員を配置し、事業を開始しました。原則60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を生かした就業をしていただくことにより、生きがいと社会参加を推進します。また、センターの仕事内容として、高齢者世帯等の家事援助や草刈り、農作業等を実施することにより、介護保険外の住民の要望に対応したサービスを実施します。

### ② 民生児童委員協議会事務局

### ③ 老人クラブ連合会事務局

### ④ 日本赤十字社住田町分区事務局

### ⑤ 岩手県共同募金会住田町共同募金委員会事務局

### ⑥ ボランティア活動連絡会事務局

### ⑦ 身体障害者協会支援

## (9) 福祉だよりの発行、SNS等での情報発信

年4回の福祉だよりの発行、ホームページの更新に加え、若年層にも福祉や地域に興味を持ってもらうために、SNS等でも情報を発信します。

## (10) 室内ゲーム用具レンタル事業

社協が所有している室内ゲーム用具を無料で貸出し、子ども会や地区の交流会に活用し、体を動かすと共に地域の交流を増やす機会を支援します。

令和2年度…事業の周知と用具の購入

## (11) リハビリサロン事業

行政より委託を受け、リハビリサロンを運営し、対象者の身体機能の向上を図るとともに、事業終了後の機能維持のしくみを作ります。

### 3 在宅福祉活動の推進

#### (1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用できる様々なサービスを調整します。家族や地域、医療機関、関係機関などとも連絡・協力を行います。

##### 【支援方針】

ひとり一人の願いや意欲を大事にし、本人・家族も「その人らしい暮らし」ができるよう、在宅生活を支援します。

##### 【特徴】

24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急事例、困難事例にも対応し質の高いケアマネジメントを行います。

ケアマネジャー7名 専従5名、兼務2名（5名中3名が主任介護支援専門員）

| 推進項目           | 取り組み内容                                      |
|----------------|---|
| 1. 事業目標        | 一人当たりの平均担当ケース30件（介護27件+予防3件）                |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 特定事業所としての業務体制確保                             |
|                | 定例会議の開催（毎月）                                 |
|                | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析                       |
| 3. 専門性の向上      | 研修担当の任命及び計画的研修会への参加                         |
|                | 情報交換及びプラン検討会の実施（週1回）                        |
|                | 事例検討会の実施・定例会議（月1回）<br>・他法人との事例検討会実施、参加（年6回） |
|                | スーパービジョンの実施                                 |
| 4. 関係機関との連携    | サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時）                 |
|                | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）                       |
|                | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月                      |
|                | 医療関係機関でのカンファレンスへの参加（随時）                     |
|                | 地域連携連絡会議（大船渡病院主催：年3回）                       |
|                | 包括支援センターとの連携                                |
|                | ケア担当者会議（月3回）                                |

## (2) 訪問介護事業所

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援してまいります。

利用者のニーズに応えられる地域の社会資源として、また訪問介護の仕事のみならず、地域のニーズを把握し、地域に貢献できる人材を育成していきます。

### 【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

### 【特徴】

介護福祉士資格を7割以上取得し、質の高いサービスを提供しています。

・職員数19名（正規職員3名、準職員10名、パート職員6名）

サービス提供責任者3名配置

| 推進項目           | 取り組み内容                                |
|----------------|---------------------------------------|
| 1. 事業目標        | 訪問回数：月間1,400回<br>年間約16,800回の訪問を目指します。 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催（毎月）                           |
|                | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底             |
|                | 各種マニュアルの定期更新                          |
| 3. 業務効率の向上     | 訪問時間編成の見直し等                           |
|                | 請求事務の効率化                              |
|                | 記録等の効率化に係る設備投入の検討                     |
| 4. 専門性の向上      | 研修担当の任命及び計画的研修会への参加                   |
|                | 事業所内勉強会・事例検討会の実施                      |
|                | スーパービジョンの実施                           |
| 5. 関係機関との連携    | サービス担当者会議（月3回）                        |
|                | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）                 |
|                | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月                |
|                | 医療関係機関との連携会議（随時）                      |

### (3) 訪問入浴介護事業所

身体状況などにより通常の入浴が困難な方に専用浴槽を利用し、自宅でゆったりしながら入浴できるよう、専門スタッフがお手伝いいたします。

#### 【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。

医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、安全で衛生的なサービスを提供いたします。

#### 【特徴】

・職員数4名（正規職員2名、パート職員2名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

（看護師1名、介護福祉士1名 兼務あり）

| 推進項目           | 取り組み内容                          |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 事業目標        | 訪問回数：月間60回<br>年間約720回の訪問を目指します。 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催（毎月）                     |
|                | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析           |
| 3. 業務効率の向上     | 訪問時間編成の見直し等                     |
|                | 請求事務の効率化                        |
|                | 記録等の効率化に係る設備投入の検討               |
| 4. 専門性の向上      | 研修担当の任命及び計画的研修会への参加             |
|                | 事業所内勉強会・事例検討会の実施                |
|                | スーパービジョンの実施                     |
| 5. 関係機関との連携    | サービス担当者会議（月3回）                  |
|                | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）           |
|                | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月          |
|                | 医療関係機関との連携会議（随時）                |

#### (4) 通所介護事業所（アールス）

社会的交流を図り生活意欲を高めること。また機能訓練などで体の健康増進ができることをめざします。今年度はアールスの大幅改修が行われる予定です。その際にはご利用者の方々が困らない形ですすめられるよう配慮・検討をおこなっていきます。

##### 【支援方針】

個別の目標が達成できるよう、サービス内容を充実させていきます。また、ご家族の方の相談や支援もおこなっていきます

今年度は災害対応についても検討をおこないます。

##### 【特徴】

・職員数 15 名（正規職員 7 名、準職員 2 名、パート職員 5 名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。  
（社会福祉主事 3 名、看護師 4 名、理学療法士 1 名、介護福祉士 5 名、調理師 1 名：重複あり）

| 推進項目           | 取り組み内容                               |
|----------------|--------------------------------------|
| 1. 事業目標        | 月間利用者数：約 620 名<br>年間延べ利用者数：約 7,450 名 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催（毎月）                          |
|                | 災害時対応のマニュアル検討と作成                     |
|                | 計画作成と提供サービスの評価方法                     |
| 3. 業務効率の向上     | 業務分担の見直しと適正化                         |
|                | 記録効率化にかかわる対応と検討                      |
| 4. 専門性の向上      | 各種専門研修会への計画的参加                       |
|                | 事業所内研修会・事例検討会の実施                     |
| 5. 関係機関との連携    | サービス担当者会議（月 3 回）                     |
|                | 地域包括ケア会議への参画（隔月）                     |
|                | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月               |
|                | 医療関係機関との連携会議（随時）                     |

## (5) 通所介護事業所（デイサービスセンターとだて）

介護保険の認定を受けた方がご自宅から通いながら、入浴、食事、生活リハビリ、体や脳のトレーニングなどを行っています。閉じこもりにならないこと、自分らしく生活できること、ひとり一人の自立支援をめざしています。同時に家族の介護負担軽減も図ります。

### 【支援方針】

「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。

自立を支援する視点を持ち、口腔機能向上や個別機能訓練等を実施、利用者の持つ力を最大限に引き出せるように支援していきます。

### 【特徴】

・職員数12名（正規職員3名、準職員6名、パート職員1名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

（社会福祉主事2名、看護師3名、作業療法士1名、介護福祉士5名：重複あり）

| 推進項目           | 取り組み内容                           |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 事業目標        | 月間利用者数：約570名<br>年間延べ利用者数：約6,840名 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）             |
|                | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底        |
|                | 各種マニュアルの更新                       |
| 3. 業務効率の向上     | 制度改正に伴う業務の見直し等                   |
|                | 請求事務の効率化                         |
|                | 記録等の効率化に係る設備投入の検討                |
| 4. 専門性の向上      | 研修担当の任命及び計画的研修会への参加              |
|                | 事業所内研修会・事例検討会の実施                 |
| 5. 関係機関との連携    | ケア担当者会議（月3回）                     |
|                | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）            |
|                | 在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月           |
|                | 医療関係機関との連携会議（随時）                 |

## (6) 認知症対応型共同生活介護（グループホームかっこう）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（9人）の家庭的な雰囲気の中でその人らしく自立した生活が送れるよう支援していきます。

### 【支援方針】

日常生活において、「自分の事は自分で決める」「楽しく食事をする」「ゆったりとお風呂に入る」そんな普通の日常をお互いに認め合い、支え合いながら身近にある幸せを、お互いに協力しあいながら自分らしいスタイルで送れるように、お手伝いさせていただきます。

### 【特 徴】

- ・職員数 11名（正規職員3名、準職員3名、パート職員2名、夜間勤務3名）
- サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。
- 訪問看護「すみちゃん」と契約し24時間の連絡体制を確保しています。
- （介護支援専門員2名、社会福祉主事3名、介護福祉士7名：重複あり）

| 推進項目           | 取り組み内容                       |
|----------------|------------------------------|
| 1. 事業目標        | ケガや病気をせずに安定した生活が送れるように支援します。 |
| 2. 事業管理と業務の標準化 | 定例会議の開催（毎月）                  |
|                | ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析        |
|                | 各種マニュアルの更新                   |
| 3. 業務効率の向上     | 請求事務の効率化                     |
|                | 記録等の効率化に係る設備投入の検討            |
| 4. 専門性の向上      | 研修担当の任命及び計画的研修会への参加          |
| 5. 会議等         | 事業所内研修会・事例検討会の実施             |
|                | 地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）        |
|                | 運営推進会議（年間6回）                 |
|                | 入所判定委員会（随時）                  |
|                | 医療関係機関との連携（随時）               |

## (7) 指定障がい者福祉サービス事業

### <居宅介護（ホームヘルプサービス）>

・障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方の能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や日常生活に必要な生活援助等のサービスを提供いたします。

| 事業名       | 内 容   | 備 考  |
|-----------|---|--|
| 1) 居宅介護事業 | ・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行うこと。 | ①月90回、<br>年間1,080回の訪問を目標とします。<br>(利用者数：6名) |

### <障がい者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）>

・障害者総合支援法に基づいて、家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを行います。

| 事業名           | 内 容                                | 備 考        |
|---------------|------------------------------------|------------|
| 1) 訪問入浴サービス事業 | ・移動入浴車でご自宅を訪問し、居室内での入浴もしくは清拭を行うこと。 | 現時点では利用者無し |

## (8) 高齢者生活福祉センター事業

・町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者で自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。

| 事業名                    | 内 容   | 備 考 |
|------------------------|---|-----|
| 1) 高齢者生活福祉センター<br>居住部門 | ・高齢等のため居宅において生活することに不安がある方に対し、必要に応じ住居を提供すること。 |     |